

# 鳥取縣公報

## 條例

### ◇鳥取縣條例第七十八号

昭和二十四年六月鳥取縣條例第三十五号鳥取縣家畜商登錄條例は昭和二十四年九月七日限り廃止する。

昭和二十四年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 告示

### ◇鳥取縣告示第六百八十六号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年十二月十六日  
第二千七百一十一号 金 曜 日

本書ノ大キナ 國定規格A五判

一、建築物の住所氏名 東伯郡倉吉町大字東岩倉町二二一

五六ノ一 山本 收

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字河原町一八六五ノ二

一、同 用途 飴菓子製造工場

一、同 構造 木造 鉄板葺 平家建一棟

一、同 規模 建築面積 三二、四〇平方米

突出する部分 七、二〇平方米

一、建築物の住所氏名 鳥取市大槻町一四ノ四

沖田 三郎

一、建築物の位置 鳥取市大槻町一四ノ四

一、同 用途 物 置

一、同 構造 木造 杉皮葺 平家建一棟

一、同 規模 建築面積 七、八四平方米

突出する部分 三、六三平方米

許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

記

縣	郡	町村	大字	字	地番	保安林種	台帳面積	見込面積	所有者	申請者
鳥取	鳥取市			中小路	一、七二三ノ二	潮害防備林	一畝三步	一畝三步	鳥飼鉄治	鳥飼鉄治
鳥取	東伯	下北條	松神	土らダ	一、一八四	同	七畝一六歩	七畝一六歩	鈴木茂雄	鈴木茂雄
同	同	同	同	同	一、一七二	同	六畝歩	六畝歩	同	同

◇鳥取縣告示第六百八十八号

建設業法（昭和二十四年八月法律第百号）第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十四年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名

鳥取縣知事登録 昭和三十四年 富美弥産業株式会社 鳥取市川外大工町五五番地 取締役社長 兒玉勢一 (S) 第一二四号 十二月七日

◇鳥取縣告示第六百八十九号

昭和二十四年度農業（又は生活）改良普及員の資格試験を次の通り実施する。

昭和二十四年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、日時及び場所

1、日時 昭和二十五年二月二十一日から二十四日まで四日間

2、場所 東伯郡上井町

3、時間割及び場所の詳細は別途受験者に通知する。

二、試験

(一)筆記試験

A 農業改良普及員に対するもの

イ、必須項目

- 1、作物及び園芸
- 2、畜産
- 3、土壌及び肥料
- 4、病害虫

ロ、選択項目

- 5、農機具
- 6、農業経営
- 7、農政時事問題
- 1、農業氣象
- 2、植物生理
- 3、家畜生理及び衛生
- 4、家畜飼養
- 5、農畜産加工
- 6、農業簿記
- 7、林業一般
- 8、農業土木

B 生活改良普及員に対するもの

イ、必須項目

- 1、農業一般
- 2、家事経済
- 3、被服及び住居
- 4、食物と栄養

- 5、家庭保健及び衛生
- 6、作文

ロ、選択項目

- 1、教育
- 2、育兒
- 3、看護
- 4、家庭物理化学
- 5、家庭生物

註 1、選択項目は受験者において適宜二項目を選  
定し願書に添え申込むものとする。

2、筆記試験は旧制専門学校卒業程度において  
これを行う。

（ロ）口頭試験 (実地試験を含む)

三、受験申込

（一）申込期限 昭和二十五年一月三十一日

但し受験資格附与願の提出は昭和二十五年一月十  
五日までとする。

（二）申込先 縣庁農務課農業改良係

（三）受験願書 様式一により書留郵便又は本人持参の  
こと。

（四）願書に添附する書類（受験願書と共に左の順序に整  
然と綴ること）

- 1、履歴書 様式二による
- 2、寫眞（名刺版）受験願書の裏面に貼附すること
- 3、筆記試験選択項目申込書 様式三による
- 4、受験資格を証明する資料
- 5、身体検査書

四、受験資格

（一）旧制中等学校（旧制乙種農学校を含む）又は新制  
高等学校卒業後三箇年以上国、公共団体も  
しくは法人立の農業もしくは家政に関する試験研究、  
教育機関において試験研究もしくは教育に従事した  
者、又は国、公共団体もしくは法人の組織において  
農業もしくは家政に関する実務もしくは普及事業に  
従事した者。

（二）農業又は家政に関する旧制専門学校、新制短期大

学、都道府縣立農業講習所又はこれに準ずる教育機  
関の卒業者及びその年の三月卒業見込の者。

（三）農業又は家政に関する旧制又は新制大学の卒業者  
及びその年の三月卒業見込の者。

註1、実業学校卒業程度検定規定及び専門学校入学者  
検定規定による試験検定に合格した者は旧制中等  
学校卒業者とみなす。

2、実業学校教員検定規定による農業又は家政に関  
する学科目の検定規定に合格した者、中学校、高  
等女学校教員検定規定による農業又は家政に関す  
る学科目の検定に合格した者及び専門学校卒業程  
度検査規定による農業に関する学科目の試験検定  
に合格した者はそれぞれ農業に関する旧制専門学  
校卒業者又は家政に関する旧制専門学校卒業者と  
みなす。

3、外国の学校で内地の学校における課程と同等以  
上の課程を修めた者は内地のこれに相当する学校  
卒業者とみなす。

4、外国において農業もしくは家政に関する試験研  
究、教育実務又は普及事業に従事した年数は内地  
のそれに相当する事業に従事した年数とみなす。

5、旧制中等学校卒業者及びこれと同等以上の資格  
を有する者を入所資格とする。教育機関において  
農業又は家政に関する課程を修めた者については  
その修業年限を農業又は家政に関する実務に従事  
した者とみなす。

6、昭和二十四年度に限り旧制中等学校卒業以上の  
学歴を有しない者についても六箇年以上国、公共  
団体もしくは法人立の試験研究、教育機関におい  
て試験研究もしくは教育に従事した者又は国、公  
共団体もしくは法人の組織において農業もしくは  
家政に関する実務もしくは普及事業に従事した者  
で特に知事が認可した場合は受験資格を附与する  
ことができる。右に該当し受験資格の附与を受け  
ようとする者は受験願書と同時に受験資格附与願  
（様式四）を知事に提出しなければならぬ。

00635

審査の結果受験資格を附与した者については別途本人に通知する。

五、合 格  
試験に合格した者については試験終了後一箇月以内に公示すると共に合格証明書を附与する。

六、任 用

資格試験合格者名簿中より地区農業改良委員会が当該地区に勤務する改良普及員を選考し知事がこれを縣農業改良委員会に諮つて任命する。

様式一 (用紙半紙)

受 験 願 書

本籍地

現住所

氏 名(ふりかなをつけること)

生 年 月 日

私儀農業(又は生活)改良普及員資格試験を受けたいので書類を具して出願いたします。

年 月 日

知事宛 右 氏 名 印

履 歴 書

様式二 (用紙半紙)

本籍地

氏 名(ふりかなをつけること)

生 年 月 日

学 業

一、年月 何学校何学年に入学

一、年月 何学校何科卒業(又は何事由に依り何学年中途退学又は何学年在学中)

業 務

一、年月 何官拜職拜命もしくは何業に従事(職務内容を詳細に明確に記入すること)

一、年月 何事由により退官もしくは廃業

一、摘要

試験研究に従事した期間 年 箇月

00636

教育に従事した期間 年 箇月  
普及事業に従事した期間 年 箇月  
実務に従事した期間 年 箇月  
合 計 年 箇月

(試験実施期日までの期間とすること)

賞 罰

一、年月 何事由により何賞何罰を受く

身上に関する事項

一、年月 何事由により何と改氏名等

様式三 (用紙半紙)

筆記試験選択項目申込書

氏 名 印

私儀筆記試験選択項目中左記二項目について受験致します。

記

様式四 (用紙半紙)

受験資格附与願

本籍地

現住所

氏 名(ふりかなをつけること)

生 年 月 日

私儀農業(又は生活)改良普及員資格試験を受けたので審査の上受験資格附与願いたく書類を具してお願ひ致します。

年 月 日

右 氏 名 印

知事宛

◇鳥取縣告示第六百九十号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 鳥取市藪片原町六八ノ三

- 宮城 勝 平
- 一、建築物の位置 鳥取市川端四丁目六六番地先
  - 一、同 用途 倉庫
  - 一、同 構造 木造 瓦葺 二階建一棟
  - 一、同 規模 建築面積 二二〇平方米
- 突出する部分 同

許可條件

- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
- 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第六百九十一号

取縣會計規則第二條の規定による次の解を昭和二十四

年九月三十日限り廢止する。

昭和二十四年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

鳥取診療所

米子同

◇鳥取縣告示第六百九十二号

船用食料品の配給に関する省令第五條によつて船用食料品小売業者登録の結果次のように決定し昭和二十四年十一月十日登録票を交付した。

昭和二十四年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 住 所 氏 名

一 西伯郡境町榮町二四 全日本海員消費生活協同組合境支部

二 同 二二 松下はつる

◇鳥取縣告示第六百九十三号

昭和二十二年十一月鳥取縣告示第五百十七号(黃蜀葵の販売價格の統制額指定の件)は廢止する。

昭和二十四年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治